

いわて県民情報交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第15号

いわて県民情報交流センター条例の一部を改正する条例

いわて県民情報交流センター条例（平成17年岩手県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1中表の部分を次のように改める。

区 分		施設の利用料金の上限額						附属の設備の利用料金の上 限額
		9時から12 時まで	13時から17 時まで	17時30分か ら21時30分 まで	9時から17 時まで	13時から21 時30分まで	9時から21 時30分まで	
入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	円 14,010	円 23,720	円 29,110	円 39,880	円 56,060	円 68,990	1 附属の設備の利用料金 附属の設備を使用する 場合においては、1件又 は1式1回につき17,750 円の範囲内で知事が定め る額 2 電気料 機械又は器具を設置し て電気を使用する場合に おいては、実費を基準と して知事が定める額
	その他の日	10,780	19,410	23,720	33,420	46,360	58,210	
1,000円未満の入場料を 徴収する場合	土曜日及び休日	20,480	33,420	42,040	56,060	78,700	98,090	
	その他の日	16,160	28,030	34,490	47,440	65,750	80,850	
1,000円以上3,000円未満 の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	26,950	43,110	54,980	73,310	101,340	126,120	
	その他の日	21,560	35,570	45,280	60,370	85,160	105,650	
3,000円以上5,000円未満 の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	35,570	58,210	73,310	98,090	135,830	169,250	
	その他の日	29,110	48,510	60,370	80,850	113,190	140,140	
5,000円以上の入場料を 徴収する場合	土曜日及び休日	45,280	73,310	91,630	122,890	170,320	211,280	
	その他の日	36,650	60,370	75,460	101,340	142,300	175,710	

別表第2の2中表の部分を次のように改める。

区 分		施設の利用料金の上限額						附属の設備の利 用料金の上限額
		9時から12 時まで	13時から17 時まで	17時30分か ら21時30分 まで	9時から17 時まで	13時から21 時30分まで	9時から21 時30分まで	

				まで				
		円	円	円	円	円	円	
展示室 1	入場料を徴収しない場合	970	1,400	2,050	2,370	3,450	4,740	1 附属の設備 の利用料金 附属の設備 を使用する場 合においては 、1件又は1 式1回につき 6,290円の範 囲内で知事が 定める額 2 電気料 機械又は器 具を設置して 電気を使用す る場合におい ては、実費を 基準として知 事が定める額
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	1,510	2,160	3,010	3,660	5,280	7,110	
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	2,050	2,910	4,100	4,960	7,110	9,490	
展示室 2	入場料を徴収しない場合	2,260	3,340	4,630	5,610	7,970	10,570	
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	3,450	4,960	6,890	8,410	11,850	15,850	
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	4,630	6,690	9,270	11,320	15,950	21,340	
展示室 3	入場料を徴収しない場合	2,910	4,210	5,930	7,110	10,140	13,580	
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	4,310	6,470	8,840	10,780	15,310	20,370	
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	5,930	8,620	11,850	14,550	20,480	27,270	
会議室501		6,790	9,160	12,930	16,490	22,100	28,890	
会議室601		970	1,400	1,940	2,580	3,340	4,530	
会議室602		2,700	3,560	5,180	6,580	8,740	11,640	
会議室603		860	1,080	1,620	2,160	2,800	3,880	
会議室604		860	1,080	1,620	2,160	2,800	3,880	
会議室605		1,300	1,620	2,370	3,010	3,990	5,390	
和室606		650	860	1,300	1,510	2,160	2,800	
和室607		650	860	1,300	1,510	2,160	2,800	
和室608		650	860	1,300	1,510	2,160	2,800	
調理実習室		6,890	9,370	13,150	16,930	22,530	29,430	
世代間交流室		11,750	15,740	21,990	28,250	37,730	49,480	
スタジオ・調整室		3,990	5,390	7,440	9,700	12,830	16,930	
練習スタジオ		860	1,300	1,730	2,260	3,010	3,990	
会議室701		3,340	4,530	6,260	8,190	10,780	14,330	
会議室702		3,340	4,530	6,260	8,190	10,780	14,330	

会議室703	3,340	4,530	6,260	8,190	10,780	14,330
シャワー室704	430	650	650	1,400	1,400	2,160
シャワー室705	430	650	650	1,400	1,400	2,160
シャワー室706	430	650	650	1,400	1,400	2,160
リハーサル室	3,340	4,530	6,260	8,090	10,780	14,230
ミーティングルーム707	1,300	1,730	2,580	3,230	4,310	5,820
ミーティングルーム708	750	970	1,400	1,940	2,370	3,340
控室709	650	750	970	1,510	1,730	2,700
控室710	2,260	3,010	3,660	5,490	6,690	9,810
控室711	1,510	2,050	2,370	3,560	4,420	6,470
控室712	750	970	1,300	1,940	2,260	3,340
控室713	750	970	1,300	1,940	2,260	3,340
会議室801 (特別)	4,960	6,690	9,370	12,070	16,060	21,020
会議室802	3,340	4,530	6,260	8,090	10,780	14,230
会議室803	11,420	15,310	21,450	27,600	36,760	48,190
会議室804	19,730	26,300	36,970	47,540	63,280	83,010
会議室805	1,510	2,050	2,910	3,880	4,960	6,690
会議室806	1,510	2,050	2,910	3,880	4,960	6,690
会議室807	1,510	2,050	2,910	3,880	4,960	6,690
会議室808	1,510	2,050	2,910	3,880	4,960	6,690
会議室809 (和室)	2,050	2,700	3,880	4,850	6,580	8,620
研修室810	3,450	4,630	6,580	8,520	11,220	14,880
研修室811	3,340	4,530	6,260	8,090	10,780	14,230
研修室812	11,640	15,530	21,670	27,920	37,190	48,840
研修室813	1,510	2,050	2,910	3,880	4,960	6,690
研修室814	1,510	2,050	2,910	3,880	4,960	6,690

研修室815	1,510	2,050	2,910	3,880	4,960	6,690
研修室816	1,510	2,050	2,910	3,880	4,960	6,690
研修室817	2,050	2,700	3,880	4,850	6,580	8,620
屋外広場	1時間につき1平方メートルまでごとに10円					
県民プラザ	1時間につき1平方メートルまでごとに10円					

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。